イベントにおけるグリーン購入 ガイドライン

【プレミアム基準策定ガイドライン別冊】

平成 29 年 3 月

環境省

はじめに

国等の機関においては、平成 12 年 5 月に制定された国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。)に基づき、環境負荷の少ない物品やサービスの購入に積極的に取り組んできたところであるが、更なる市場のグリーン化のためには、国等の機関の調達担当者は、現行の特定調達品目に係る判断の基準にとどまらず、可能な限り、より高い環境性能に基づく基準を設定し、その基準を満たした物品等を率先的に調達することが望ましいことから、平成 25 年 3 月に「プレミアム基準策定ガイドライン(以下「ガイドライン本編」という。)」が策定された(平成 28 年 3 月及び平成 29 年 3 月改定)。

プレミアム基準は、環境配慮に先駆的に取り組む人々や組織による市場の牽引・イノベーションの促進を図るための、先進的で、より高い環境性能に基づく調達基準である。ガイドライン本編は、国等の機関における環境意識の高い調達者を念頭に、プレミアム基準を設定するに当たって、参考となる考え方及び設定方法等を、主にグリーン購入法に係る特定調達品目から選択し、その考え方及び具体的な設定例を示したものであるが、こうした先駆的な取組が国等の機関にとどまらず、地方公共団体や民間部門へ広く波及していくことが重要であり、地方公共団体及び事業者、更に消費者等が物品等を調達する場合にあっても、ガイドライン本編を活用し、その取組を推進することが期待されている。

環境省においては、プレミアム基準の一層の普及を図ることを目的とし、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会(以下「東京 2020 大会」という。)における活用も視野に、平成 26 年度より中規模ないし大規模なイベント開催に伴う環境負荷の最小化を図るため、また、より環境性能の高い基準によるグリーン購入を推進するため、イベントに係る国際的な動向や 2012 年オリンピック・パラリンピックロンドン大会及び 2016 年リオ・デ・ジャネイロ大会における取組等を参考に、プレミアム基準の考え方を活用したイベントに伴う物品、サービス等の調達に当たっての環境配慮の考え方等について整理・検討を実施し、今般「イベントにおけるグリーン購入ガイドライン」(以下単に「ガイドライン」という。)をプレミアム基準策定ガイドラインの別冊としてとして取りまとめた。

イベントの主催者、運営者又は関係者(以下「イベント主催者等」という。)が、当該イベント開催に伴う環境負荷について認識し、環境負荷低減に向けた取組を実施することの意義は極めて大きい。本ガイドラインは、社会的インパクトの大きい大規模イベントにおいてプレミアム基準の考え方を打ち出すことによる波及効果を踏まえつつ、必ずしもオリンピック・パラリンピックに特化するのではなく、一般の中規模ないし大規模なイベントにも適用可能となることを目指して策定したものである。

本ガイドラインがガイドライン本編とともに、各種イベントの開催において幅広い組織等のグリーン購入の推進に活用されれば幸いである。

目 次

1	ガイ	ドラインの趣旨	1
	1 – 1	目的	1
		位置づけ	
	1 – 3	構成	2
2	ガイ	ドラインの対象	4
	2 — 1	対象範囲	4
		利用者	
		ントにおける環境配慮	
	3 — 1	イベントの各段階における環境配慮	5
		イベントにおける環境負荷の把握	
		イベントにおける環境配慮に係る規格等	
4	ガイ	ドラインの基本的な考え方	14
	4 — 1	基本的な考え方	. 14
		重視すべきテーマ等	
5	ガイ	ドラインの活用	17
		共通ガイドライン及び品目別ガイドライン	
		イベントにおける考慮事項	
		ドライン	
U	71 1		~~
参	考資料	1 国際的な規格・ガイドライン等	71
	1 国道	重グローバル・コンパクト	. 72
	2 ア	ジェンダ 2030:持続可能な開発目標(SDGs)	. 73
	3 IS(O20121 イベントの持続可能性に関するマネジメントシステム	. 74
	4 AP	EX/ASTM (Environmentally Sustainable Meeting Standard)	. 76
	5 サス	ステナブルイベントガイド(Sustainable Events Guide)	. 77
		D20400 持続可能な調達ガイド(ドラフト)	
	7 GR	I EOSS (EVENT ORGANIZERS SECTOR SUPPLEMENT)	. 79
参	考資料	2 主な製品のカーボンフットプリントの例	80
参	考資料	43 参考となる資料の情報源	86

1 ガイドラインの趣旨

1-1 目的

イベントを開催するためには、その企画、準備、運営、更には撤収・撤去等の様々な場面において、多くの物品・サービス(以下「物品等」という。)の調達を行うことが必要となる。イベントの開催に伴い必要となる物品等は、LCA的観点から環境負荷項目・ライフサイクル段階に係る考察を実施した上で、特に環境負荷が大きい又は環境負荷低減効果が大きいと考えられる品目、複数の品目を横断して考慮する必要がある事項等について検討を行い調達することが重要である。また、物品等の調達のためのガイドラインは、イベントの特性を踏まえ、環境負荷の大きい品目、複数の品目間や素材等共通に考慮すべき事項について、それぞれ独立した個別のガイドラインとして活用可能な形式とすることが、利用者にとって望ましいものと考えられる。

本ガイドラインは、イベント主催者等が環境負荷低減に向けて配慮すべき取組の内容を総合的に考慮した上で、特にイベントにおける物品やサービスの調達・契約時においてグリーン購入を促進する観点から、グリーン購入法の特定調達品目として定めのない物品等を含め、一般的に調達される物品等について、環境負荷項目・ライフサイクル段階における環境負荷等を勘案し、調達基準を設定し、イベント主催者等に広く活用されることを目指して作成したものである。

他方、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(以下「組織委員会」という。)は、東京 2020 大会を持続可能な大会とするため、2017 年 1 月に持続可能な大会の準備・運営の原則を示す「持続可能性に配慮した運営計画(第一版)」を策定した。運営計画においては、持続可能な大会の実現のため、組織委員会が調達するすべての物品・サービス及びライセンス製品を対象とする「持続可能性に配慮した調達コード」の策定・公表・運用が掲げられており、2016 年 1 月に具体的な調達コードを定めるための原則を示した「持続可能性に配慮した調達コード基本原則」が策定され、物品別の調達基準についても、順次定められているところである。本ガイドラインは、プレミアム基準の考え方を活用したイベントにおける調達に関する方針及び物品等の調達に当たっての環境配慮の考え方等について、東京 2020 大会の調達コードの改定等への活用も視野に入れつつ、これまで実施した検討の結果についても適宜反映したものである。

1-2 位置づけ

本ガイドラインは、グリーン購入法を始めとした市場のグリーン化を更に推進する観点から、環境配慮に先駆的に取り組む人々や組織による市場の牽引・イノベーションを促進し、また、物品等の製造・提供事業者に対する開発目標となり得るプレミアム基準の活用を図るために策定されたガイドライン本編の趣旨を踏まえたものであり、ガイドライン本編に示されたプレミアム基準の考え方に基づき、より環境配慮に対する意識の高いイベント主催者等

が先進的な環境に配慮した物品等の調達を行う場合の考え方や具体的な調達基準等を示すものである。イベント主催者等においては、本ガイドラインを参考としてイベントの開催に伴う物品等の調達を実施することが求められる。

さらに、物品等を供給するサプライヤー及びサプライチェーンの各主体においても、本ガイドラインに示された環境配慮に係る取組を踏まえ、適切に対応することが求められる。

イベント主催者の責務 環境負荷の把握 ・LCA的観点から各段階における環境負荷の把握 ・ガイドラインに準拠した物品・サービスの調達 サプライチェーン ・サプライヤー等へのガイドラインの活用要請 情報提供 ・参加者を含めた関係者への環境配慮情報の提供

1-3 構成

本ガイドラインは、イベントにおけるグリーン購入の促進の観点から、イベント主催者等が考慮すべき基本的考えを示すとともに、イベントの開催に必要となる物品等の調達基準を設定し、当該基準に基づく調達が実施されることを支援するため、2 種類のガイドライン (共通ガイドライン及び品目別ガイドライン) 並びにイベントにおける考慮事項を記載している(図 1 参照)。

共通ガイドラインは、複数の品目間・素材等で共通に考慮すべき事項等に関するガイドラインであり、原料・材料別に統一した基準を設定することが望ましいものとして、紙、木材、プラスチック及び繊維の 4 カテゴリ、様々な品目間に共通して関連するものとして、包装材、輸送・配送、冷媒・断熱材及びエネルギーの 4 カテゴリについて示している。

品目別ガイドラインは、イベントの特性を踏まえ、特にイベントの開催・運営に当たって環境配慮が重要と考えられる 6 品目を取り上げている。なお、品目別ガイドラインにおいては、原料・材料の基準を設定する場合や品目間共通で考慮すべき事項等について、必要に応じ、共通ガイドラインを引用する形式とし、品目間の調達基準の考え方の統一化及びガイドライン参照の合理化を図ることとしている。

イベントにおける考慮事項においては、調達する物品等のみならず、サプライチェーン全体に求める事項を「サプライチェーンマネジメント」として、また、イベントの開催に伴うカーボン・オフセットの考え方、実施手順等を「カーボン・オフセット」として、それぞれ示している。



図1 本ガイドラインの構成

2 ガイドラインの対象

2-1 対象範囲

本ガイドラインは、イベントの開催に伴う環境負荷のうち、特に物品等の調達に起因する 環境負荷の低減を図ることを目的としていることから、**物品等の調達を伴うあらゆるイベン** トが対象として想定されるものである。

また、対象とされるイベントは、<u>中規模ないし大規模のイベント</u>とし、主な対象としては、 環境関連のイベントはもちろん、博覧会、展覧会、見本市等の展示会、コンベンション、シ ンポジウム、学会等の会議、表彰式、スポーツイベント、文化イベント等が例示できるが、 これに限るものではない。

さらに、<u>イベントの企画、準備、運営、撤収・撤去までを対象</u>とし、各段階における電力等のエネルギー等の使用も含まれるものとする。ただし、イベントの開催に伴い調達する物品等に起因する環境負荷低減を図る観点から、物品等の撤収・撤去後における廃棄・リサイクル段階までを視野に入れた取組を行うことが望ましい。

なお、上記のとおり、本ガイドラインの対象は、物品等の調達を伴うイベントを想定していることから、対象となる物品等の種類は、グリーン購入法に係る特定調達品目に限るものではない。

また、小規模の会議については、グリーン購入法の基本方針に定められた「会議運営」及びガイドライン本編において示されている会議運営に係るプレミアム基準を参考に実施することが推奨される。

2-2 利用者

本ガイドラインは、国等の機関のほか、地方公共団体等及び民間団体、事業者等が開催する**イベント主催者等(イベントの主催者、運営者又は関係者)**が利用することを想定しており、イベントの主催者自らが直接調達を行う場合に限らず、イベント運営の委託先等が調達を行う物品等や、イベント参加者に向けて会場等において提供する物品等についても、本ガイドラインを活用することを推奨するものである。

3 イベントにおける環境配慮

3-1 イベントの各段階における環境配慮

本ガイドラインは、主にイベントにおいてグリーン購入を推進するために策定したものであるが、物品等の調達にとどまらず、イベントの企画、準備、運営、撤収・撤去の各段階においても活用可能である。

図 2 は、イベントの各段階においてイベント主催者等が、本ガイドラインをどのように活用可能であるかについて例示したものであり、その概要を以下に示す。なお、イベント主催者等は、開催するイベントの目的、規模、内容等を勘案し、各段階における環境配慮への取組を検討の上、適切に実施することが重要である。

(1)企画段階

イベントの企画段階としては、イベントの基本計画立案、会場選定及び実施計画立案時における環境負荷低減に向けたポイントを例示する。

基本計画立案

基本計画においては、開催するイベントの概要(目的、開催地、開催スケジュール、開催規模、費用等)を定めるとともに、イベントの準備、運営等の業務委託の必要性について検討を行う際に、当該イベントにおける環境負荷の把握・特定(環境負荷項目・ライフサイクル段階)を行うことが有効である。

この段階において、本ガイドラインに示したイベントにおける考慮事項であるサプライチェーンマネジメントの導入、カーボン・オフセットの活用可能性を検討することも有効である。

会場選定

イベントの開催における環境負荷は、会場の選定に大きく影響されることから、イベント主催者等において会場の選定が可能な場合にあっては、会場の規模や開催時期、設備、費用等の基本的な要件を考慮の上、品目別ガイドラインの「会場選定」を参考に、可能な限り環境配慮への取組が優れた会場を選定することが重要である。特に、国際会議、国際イベントの場合は、航空機での移動に伴う環境負荷が増大することから、開催地の決定に当たっては、直行便の利用や、空港、ターミナルからの移動に伴う輸送負荷を考慮する必要がある。

実施計画立案

基本計画を踏まえ、イベントを開催するための具体的な実施計画を策定する。この段階において、イベントの開催に伴い発生する環境負荷の低減対策を検討し、可能な限り環境 負荷の低減に努めることが必要である。

また、物品等のグリーン購入の推進のため、本ガイドラインに示した共通ガイドライン 及び品目別ガイドラインを参考とし、調達する物品等の調達基準(調達レベル)を設定す るとともに、調達目標を定めることで、環境負荷の低減への取組を可視化できる。

(2) 準備段階

準備段階は、会場設営等を含め、実際に必要な物品等の調達を行う段階である。

実施計画において策定した具体的な調達基準に基づき物品等の調達を実施するものとする。併せて、会場設営、運搬・搬入等に係る環境負荷低減に配慮する。さらに、イベント全体の環境負荷低減のためには、参加者・関係者等の取組も重要であり、参加者・関係者等に対する環境配慮情報の提供も有効である。

(3) 運営段階

イベントの開催・運営に当たって、イベントの開催に伴うエネルギーや水の使用、廃棄物の排出、飲食物の提供等に伴う環境負荷を最小化するよう図る。また、イベントへの参加者に対して環境配慮への取組の実践を要請するものとする。

(4) 撤収•撤去

イベントの撤収・撤去に当たっては、特に廃棄物の排出等による環境負荷の発生が想定 されることから、物品等の調達や会場設営等において廃棄・リサイクル段階における環境 負荷低減を図る観点から、事前の適切な対策が重要である。

(5) 評価・点検

基本計画及び実施計画に基づき、イベント開催後に実施結果及び調達目標の達成状況に 係る点検・評価を行うとともに、必要に応じ、次回に向けた改善について検討する。

なお、当該イベントの評価結果や改善内容を公表することにより、イベントにおける環境配慮の取組に関する事例の蓄積が図られ、次に開催される類似のイベントにおける環境 負荷低減に寄与するものと考えられる。

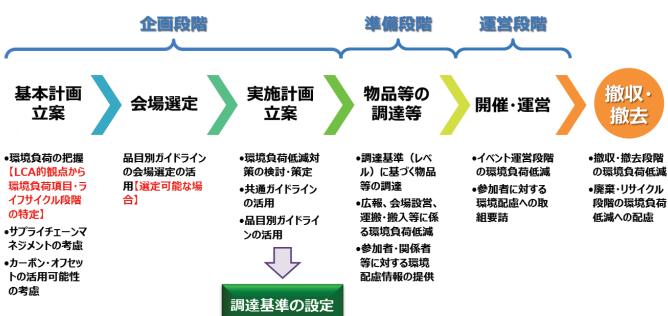


図2 イベントの各段階におけるガイドラインの活用等

3-2 イベントにおける環境負荷の把握

イベントにおける環境配慮は、当該イベントにおける主な環境負荷の抽出を行うとともに、抽出結果を踏まえ、適切に環境負荷の低減を図ることが必要である。表 $\mathbf{1}$ は、イベントに伴う主な環境負荷を例示しており、表 $\mathbf{1}$ を参考とし、イベントの各段階における環境負荷の把握・特定を行うことが重要である。

表1 イベントの各段階において考慮すべき環境負荷の例

段階	考慮すべき環境負荷の例		
企画段階	○ 開催時期、期間、参加者によるエネルギー等の使用に伴う環境負荷		
正圖校門	○ 会場選定に伴う環境負荷(エネルギー等の使用、公共交通機関の状況等)		
	○ 資材、物品等の調達に伴う環境負荷		
上 上 準備段階	広報活動、展示物、資料等の作成に伴う環境負荷		
+ 1/m+XrG	○ 会場の設営に伴う環境負荷、会場及び会場周辺への環境影響		
	資材、物品等の搬入に伴う環境負荷		
	○ エネルギー(電気、ガス、ガソリン・軽油等)の使用に伴う環境負荷		
	○ 水の使用に伴う環境負荷		
運営段階	○ 参加者への配布物、飲食物の提供等に伴う環境負荷		
	○ 廃棄物の排出		
	 参加者の移動に伴う環境負荷 		
	会場の撤収、展示物等の解体に伴う環境負荷		
撤収・撤去段階	② 資材、物品等の搬出に伴う環境負荷		
	○ 廃棄物の排出		

また、次頁以降に、オリンピック・パラリンピック(2012 年ロンドン大会及び 2016 年 リオデジャネイロ大会)、FIFA ワールドカップブラジル大会、展示会のエコプロダクツ展 及び G7 伊勢志摩サミットにおける温室効果ガス排出量の算定結果、ACEM 年次学術総会に おける廃棄物排出量及びその内訳を例示している(詳細は各事例を参照)。

3-3 イベントにおける環境配慮に係る規格等

イベントの各段階における環境配慮のツールとして、既に国際規格として ISO20121 (イベントの持続可能性に関するマネジメントシステム) が発行しており、その活用が可能となっている。ISO20121 を含め、イベントおいて環境配慮を推進するために活用可能な国際規格、基本方針、ガイドライン等(策定中のものを含む。)については、本ガイドラインの巻末に参考資料 1 として掲載している。特に大規模なイベントや環境負荷が大きいイベント等については、これらのツールを参考とし、イベントにおける環境配慮について検討を実施し、企画を立案することが推奨される。

なお、イベントの運営等の業務委託先や会場の選定に当たっては、可能であれば ISO20121 の認証取得事業者や会場を選定することも、環境配慮の推進を図る上で有効と 考えられる。

事例 1 2012 年オリンピック・パラリンピック ロンドン大会

ロンドン大会は、低炭素な大会の実現に向け、大会の準備段階から開催終了までのカーボンフットプリントを予測する手法を用い、実際の排出量との比較を行うことで CO_2 排出量の削減量を評価した。開催決定から大会の開催まで 7 年間に渡る大会の CO_2 排出量は、初期の見積値では、3,448 千 tCO_2 e であり、大会後の実測値では 3,329 千 tCO_2 e であると報告されている。

特に削減が図られた建設部門は、既設会場の利用を優先し、新設の恒久施設は、優れた遺産となりうるケースに限定し、残りを仮設会場とするという戦略的な会場計画のもと、設計段階の工夫により建設資材の低炭素化を図るなどの対策の結果、1,728 千 t-CO2e から1,442 千 t-CO2e と 17%削減した。また、輸送インフラについては 161 千 t-CO2e から159t-CO2e へ 2%の削減、運営部分は 400 千 t-CO2e から 311 千 t-CO2e へ 22%削減が図られている。

一方、観客その他の部分は、730 千 t- CO_2e から 988 千 t- CO_2e へと 35%の増加となった。会場建設・運営において、設計変更や建設資材の選択、調達方針などの取組により、建設と開催ステージの両方で削減を図ったが、観客に関連する排出量が予測より大きくなったことから、全体としては 3%の削減にとどまった。ロンドン大会のカーボンフットプリントは、後の様々なイベントにおいて参照され、その手法が活用されている。

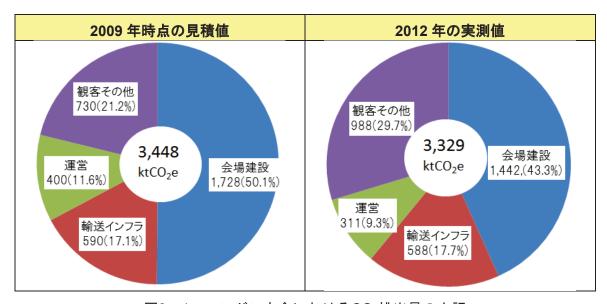


図3-1 ロンドン大会におけるCO₂排出量の内訳

出典: London 2012 Post-Games Sustainability Report A legacy of change (London Organizing Committee of the Olympic Games and Paralympic Games Ltd, December 2012)

事例 2 2016 年オリンピック・パラリンピック リオデジャネイロ大会

大会を通じて排出される温室効果ガス排出量について、ロンドン大会が採用した GHG プロコトルの国際規格 (ISO14064) に従い算定している。GHG プロコトルは、コストの貢献に比例して活動から生じる炭素排出の責任を決定するため、大会の公共性や潜在的な影響を捉えないことから、リオ大会では間接的な影響までを反映したモデルを使用し、大会のGHG 排出量について運営、インフラ建設、会場建設、観客別に示している。

リオ大会における温室効果ガス総排出量は、3,560 千 t-CO₂e (2014 年 10 月) と見込まれていたが、観客の移動(主に航空機)に伴う排出量が大幅に増加し、28%増の 4,543 千 t-CO₂e となった。国際的なイベントにおいては、世界中の国・地域から選手やメディア等の大会関係者のほか、多くの観客が集まることから、観客の移動に伴う温室効果ガス排出量の削減対策を事前に検討することが必要となる。

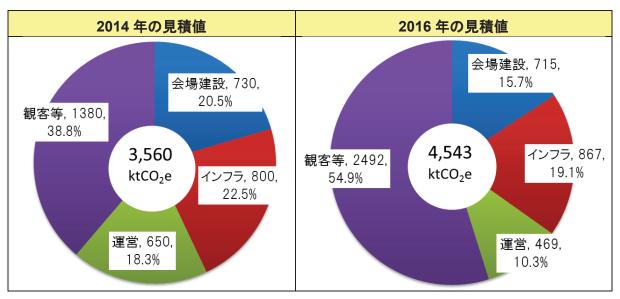


図3-2 リオ大会におけるCO₂排出量の内訳

出典: Carbon Footprint Management Report Rio 2016 Olympic and Paralympic Games, October 2014 Rio 2016 Organising Committee for the Olympic and Paralympic Games)

Rio 2016 Carbon Footprint Report, July 2016 (Rio 2016 Organising Committee for the Olympic and Paralympic Games)

事例 3 2014 年 FIFA ワールドカップ ブラジル大会

FIFA ワールドカップ大会は、2006 年から CO_2 排出量を算定しており 2014 年の大会における排出については、京都議定書のクリーン開発メカニズムに登録された国内プロジェクトのクレジットを利用し、大会の温室効果ガス排出を相殺する取組(カーボン・オフセット)を行った。大会における CO_2 排出量は 2,724 千 t- CO_2 であり、海外からの移動が 1,379 千 t- CO_2 と約半分を占め、国内移動を含めると 83.7%が人の移動に伴う排出となっている。会場における CO_2 排出の内訳をみると、仮設設備の建設が 42.4%、飲食物の提供が 23.9%、電気の使用が 21.2%となっている。なお、FIFA ワールドカップのカーボンフットプリントレポートにおいては、大会におけるスタジアムの新設については算定に含めていない。

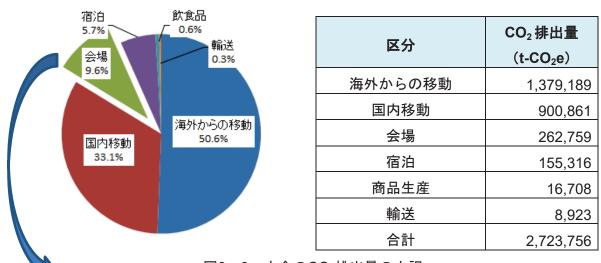


図3-3 大会のCO₂排出量の内訳

冷媒の漏えい	
廃棄物、排 12.2%	水
12.270	(C = 0 = 0 M = 0 = 0 = 0
電気の使用 21.2%	仮設設備の建設 42.4%
飲食	14m
23.9	

区分	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂ e)
仮設設備の建設	111,500
飲食物	62,808
電気の使用	55,680
廃棄物、排水	32,098
冷媒の漏えい	673
合計	262,759

図3-4 会場のCO₂排出量の内訳

出典: Summary of the 2014 FIFA World Cup Brazil Carbon Footprint(2014 FIFA World Cup Organising Committee Brazil)

事例 4 エコプロダクツ展 2013

エコプロダクツ展では、排出量の大きい部門や排出量の削減効果の潜在性が高い部門を抽出し、温室効果ガスの効果的な削減を行うための指針を得るため、2008年から展示会の開催によって排出される CO_2 排出量の算定を実施している。

来場者が 18 万人、出展者 750 団体を超える大規模イベントであることを考慮し、算定に 当たっては 4 つのカテゴリに分けて調査が行われている。

- 主催者(印刷物、広告、スタッフ・ボランティア、清掃、関係セミナーなど)
- 会場 (照明、空調、廃棄物、水など)
- 出展者(ブース、グッズ、出展物、輸送、スタッフ(衣類、宿泊、食事)など)
- 来場者(交通、食事など)

カテゴリ別の CO₂ 排出量及び主要な排出量の内訳は下表のとおりとなっている。

最も多い出展者の排出としては、基礎小間、パッケージブース等、オプション・リース部 品等が含まれている。

カテゴリ	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	CO₂ 排出量内訳 (数値単位は t-CO₂)
主催者	356.5	会場設営等 113.9、企画展示 80.4、 印刷物 71.8、広告 68.6、
工作日	330.3	スタッフ活動・宿泊 16.6、Web 関連 5.1
会場	30.3	電力 29.5、ガス 0.1、水道 0.03
		ゴミゼロ大作戦 0.7
出展者	2,708	通常の出展者 2,594、NPO、NGO 等 81、
山灰石		企画コーナー出展者 34
来場者	1,482	移動 1,209、宿泊 274
合計	4,583	*四捨五入の関係で内訳と合計値が合わない場合がある

表2-1 エコプロ2013における温室効果ガス排出量の算定結果

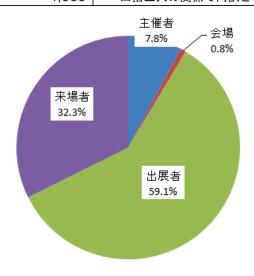


図3-5 エコプロ2013における温室効果ガス排出量の算定結果

出典:エコプロダクツ展定量的環境評価(エコプロダクツ展 2013 CO₂ 排出量)平成 26 年 3 月 (一般社団法人産業環境管理協会)

事例 5 2016 年 G7 伊勢志摩サミット

平成 28 年 5 月 26 から 27 日に三重県伊勢志摩で開催された G7 伊勢志摩サミットにおいては、日本政府の主導のもと、国内企業と地方公共団体が協力してサミット開催に伴う温室効果ガス排出量をゼロにするカーボン・オフセットに取り組んだ。

実施に当たっては、可能な限りの環境配慮により温室効果ガス排出量の削減努力を行いつっ J-クレジット制度を活用し、参加者からの提供クレジット 13,130t- CO_2 及び政府による拠出クレジット 12,920t- CO_2 により、合計 26,050t- CO_2 すべての排出量についてカーボン・オフセットが実施された。

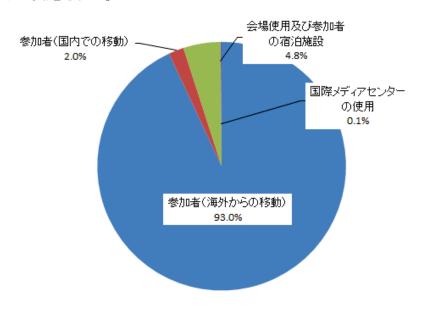


図3-6 算定対象活動別の温室効果ガス排出量 表2-2 算定対象活動別の温室効果ガス排出量

算定対象範囲	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	割合
参加者(海外からの移動)	24,237	93.0%
参加者(国内での移動)	515	2.0%
会場使用及び参加者の宿泊施設	1,261	4.8%
国際メディアセンターの使用	37	0.1%
合計	26,050	100.0%

出典: G7 伊勢志摩サミットカーボン・オフセット報告書 平成 28 年 11 月 1 日 (経済産業省、環境省、農林水産省、外務省)

事例 6 ACEM 2014 年次学術総会(Australasian College For Emergency Medicine / Annual Scientific Meeting 2014)

オーストラリア緊急医療短期大学 (ACEM) の年次学術会議 (ASM) は、救急医療における最新の研究開発の発表の場である。持続可能なイベントを実現するため様々なアプローチを行い ISO20121 も取得している。ACEM ASM 2014 は、900 人以上の国内外の専門家、研修生及び関連する医療専門家が参加した。

廃棄物処理に係る取組として、**5** 種類に分類された一般廃棄物、混合廃棄物(ガラス、プラスチック、紙などが混在している廃棄物)、プラスチック、紙類、食料・有機物のうち、**495kg** の廃棄物がリサイクルされた。

紙とプラスチックはペレット化され、**16.5t** のカーペットが再利用された。また、地域団体に寄付できなかった食品は、有機廃棄物とともにバイオ燃料に転換された。

この大会では、86%の廃棄物転換率を達成し、将来の ACEM 年次学術総会における廃棄物処理のベンチマークとなった。

廃棄物の種類	kg
食料、有機ごみ	192
混合ごみ	120
プラスチック	18
紙、段ボール	165
リサイクル、燃料化合計	495

紙、段ボール 33.3%	食料、有機ごみ 38.8%
	混合ごみ 24.2%
3.6%	21.270

	1
処理区分	kg
リサイクル、燃料化合計	495
埋立	82
廃棄物総排出量	577

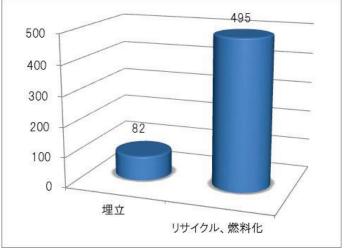


図3-7 ACEM 2014年次総会における廃棄物排出量と処理の内訳

出典: ACEM The annual scientific meeting 2014 EVENT SUSTAINABILITY REPORT

4 ガイドラインの基本的な考え方

4-1 基本的な考え方

イベントにおけるグリーン購入に当たっての基本的な考え方を以下のとおりとする。なお、各国の現地法令への対応、国際的義務への対応、関係する法令、地域における規制等を遵守するとともに、当該法令等が本ガイドラインの記載内容に優先される。

【調達に当たっての必要性の考慮】

○ イベント主催者等は、調達の必要性を十分考慮し、イベントの開催に真に必要な物品 等の調達を行うものとする。

【ライフサイクル全般にわたる環境負荷の考慮】

○ イベント主催者等は、資源採取段階から廃棄・リサイクル段階までの物品等のライフ サイクルにおける多様な環境負荷を考慮して調達を行うものとする。

【調達に当たっての基本的事項】

- イベント主催者等は、資源採取・栽培等において、再生可能エネルギーの活用、省エネルギーの推進、省資源・物質循環の推進、生物多様性の保全の推進、大気・水・土壌、化学物質等の環境に配慮した原材料を使用している物品等の調達を行うものとするものとする。
- イベント主催者等は、製造・流通段階において、再生可能エネルギーの活用、省エネルギーの推進、省資源・物質循環の推進、大気・水・土壌汚染等への環境負荷低減を図っている物品等の調達を行うものとする。
- イベント主催者等は、使用段階において、省エネルギーの推進、省資源・物質循環の推進、大気・水・土壌汚染等への環境負荷低減を図っている物品等の調達を行うものとする。
- イベント主催者等は、調達に当たってリース・レンタル品(仮設を含む。)の活用に ついて検討し、可能な限り、リース・レンタル品を使用するものとする。
- イベント主催者等は、再使用された物品、再生利用された原材料を使用した物品の調 達を行うものとする。
- イベント主催者等は、物品の容器包装、梱包資材等の最小化を図るものとする。
- イベント主催者等は、廃棄・リサイクル段階において再使用又は再生利用を図るよう 要請するものとする。また、再使用又は再生利用ができない物品については、エネル ギー回収等の方法により、可能な限り資源を有効に活用するよう要請するものとする。
- イベント主催者等は、調達する物品等のサプライチェーンにおいて、本ガイドライン に示された事項を確認する。

○ イベント主催者等は、イベントへの参加者が環境配慮への取組ができるよう、適切な 情報の提供を行うものとする。

4-2 重視すべきテーマ等

ガイドライン本編においては、環境政策ごとに重視すべき観点として第四次環境基本計画(平成 24 年 4 月閣議決定)の事象面で分けた重点 6 分野 ¹を念頭に、プレミアム基準の設定対象とする分野・品目の性質に応じた設定方針及び分野横断的な対応方針を設定(表 2 参照)しているところであり、本ガイドラインにおいても、基本的な考え方は大きく変更されるものではない。ただし、2015 年 12 月に国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)において採択され、2016 年 11 月に発効した「パリ協定」や 2015 年 9 月の第70 回国連総会において採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」等の先進国・途上国双方を巻き込んだ新たな国際的枠組により、環境保全に関する社会全体の意識や行動様式も大きな転換点を迎えている。

また、東京 2020 大会の開催される 2020 年は、パリ協定に基づく新たな国際的枠組が開始される年であり、生物多様性条約に基づく愛知目標の目標年でもある節目の年となっている。このため、低炭素社会の実現に寄与するため、また持続可能な消費と生産のパターンを確保するため、消費者がより低炭素かつライフサイクルを通じ環境負荷が低減されるとともに、生物多様性にも配慮された製品やサービスを選択することが必要であり、その選択を促す取組の一環として、ガイドライン本編及び本ガイドラインの積極的な活用が期待される。

なお、持続可能性における社会的責任等は、環境負荷の低減と同時に担保すべき重要な側面であるが、本ガイドラインにおいては、特に環境側面からイベントにおけるグリーン購入の考え方を示すことを第一義的な目的として記載しているところである。

-15-

¹ 「地球温暖化に関する取組」、「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」、「水環境保全に関する取組」、「大気環境保全に関する取組」及び「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」

表3 プレミアム基準策定ガイドラインにおける環境政策への対応方針(概要)

1. 温暖化防止,低炭素社会

- 省エネルギーの推進
- 再生可能エネルギー、未利用エネルギーの活用
- 代替フロン等の温室効果ガス排出抑制
- 森林等の吸収源対策、バイオマス資源等の活用

2. 省資源·物質循環

- 天然資源等の消費抑制
- 3Rの取組のうち、特に発生抑制、再使用の推進
- 再生利用については、水平リサイクルのような高度なリサイクルの定着
- 使用済製品等の回収・安定的なリサイクルシステムの構築
- 未利用資源の活用
- 適正処理の確保

3. 生物多様性の保全

- 生物多様性の保全に配慮した原材料の使用
- 土地利用における生物多様性への配慮

4. その他の環境保全施策

- 大気環境、水環境、土壌環境等への環境負荷の低減
- 化学物質による環境汚染の防止(有害物質に関するリスク管理等)
- その他対象分野・品目等の性質を踏まえた環境負荷の低減

5. 分野横断的施策

- 需要側の環境配慮行動を促すための情報提供・情報開示
- 供給側の経済・社会活動への環境配慮の織り込み
- 環境配慮に係る広報・教育・普及啓発等の促進

5 ガイドラインの活用

5-1 共通ガイドライン及び品目別ガイドライン

(1) 共通ガイドライン

グリーン購入法においては、特定調達品目ごとにその判断の基準が設定されている。

一方、イベントは、その特性として一時的又は短期間に特定かつ大量の物品等を調達する場合が多いことから、本ガイドラインにおいては、「共通ガイドライン」として製品の原料・材料に着目した基準や調達に付随するすべての包装・包装材、輸送・配送等について統一的に適用可能な基準を示している。

品目別ガイドラインに定めのない物品等の調達に当たっては、共通ガイドラインを満た すことで環境配慮への対応が可能となる。

各ガイドラインの特性及び主眼とする考え方は、以下のとおりである。

~原料・素材に着目したガイドライン

- 紙・紙製品
- 木材・木材製品
- プラスチック・プラスチック製品
- 繊維・繊維製品

主要材料として、紙、木材、プラスチック及び繊維を含む製品を調達する場合、上記 4 つのガイドラインを適用する。これら 4 つのガイドラインは、品目別ガイドラインにおける「原料・材料」に係る基準としても適用されている。

~すべての調達に関連するガイドライン

- 包装材
- 輸送・配送

物品等の調達に当たっては、製品単位や販売単位で包装・梱包が行われ、その配送には 輸送を伴うことから、包装材、輸送・配送に係るガイドラインを設定している。この 2 つ は、すべての物品等の調達に関連するガイドラインである。

~その他重要な環境負荷に着目したガイドライン

- 冷媒・断熱材
- エネルギー

冷媒・断熱材については、冷媒等を使用する製品そのものに適用されるほか、一時的に使用する冷凍空調機器等の移動等においても、取扱いに適切な管理が必要となるため、共通ガイドラインとして定めている。

また、エネルギーについては、イベント全体の環境負荷に大きな影響を与えるものであり、例えば、グリーン電力や再生可能エネルギー等を利用したイベントであることを周知することにより、環境配慮型イベントであることのアピールと参加者の意識の変革をもたらす契機となり得るものと考えられる。

(2) 品目別ガイドライン

多くのイベントにおいて調達される代表的な品目について、「品目別ガイドライン」を 定めている。品目別ガイドラインにおける「原料・材料」に係る基準は、共通ガイドラインを引用することにより統一化、合理化を図っている。

- 会場選定
- 印刷物・印刷サービス
- エネルギー使用機器
- 備品・什器・機器類
- ケータリング・レストラン
- 廃棄物

1 会場選定

会場選定は、イベントの種類によっては、イベント全体の環境負荷を決定づける要因となることから、企画段階において十分な検討の上、決定することが重要である。イベント主催者等において会場の選定が可能な場合にあっては、可能な限り人の移動に伴う環境負荷を低減することを考慮した上で開催地を選定し、事前に会場の環境配慮への取組を評価して、環境に配慮された会場の選定を行うことが重要である。また、必要に応じ、環境配慮への取組について改善を求めることも有効である。

2 印刷物・印刷サービス

印刷物・印刷サービスは、ほぼすべてのイベントに関連する物品等であり、第一に紙資源の使用削減を促すとともに、紙を使用する場合にあっては、古紙パルプ配合率の高いものを使用することが基本である。

3 エネルギー使用機器

エネルギー使用機器を調達するイベントにおいては、温室効果ガス排出削減の観点から 省エネルギー・低炭素化に配慮することが重要である。また、これらの多くの製品が、使 用段階と並んで資源採取段階における環境負荷が高くなっていることから、可能な限り新 規購入を回避し、リース・レンタル品の利用を検討する必要がある。

4 備品・什器・機器類

備品・什器・機器類は、展示パネル、仮設のいす、演題など、比較的大規模なイベントにおいて調達するケースが多い。既存のものを最大限に活用し、リデュース、リユースの 2R の考え方及び輸送負荷までを考慮した調達を行うことにより、環境負荷の低減が可能となる。

5 ケータリング・レストラン

ケータリング・レストランは、参加者等に飲食物を提供する場合に適用される。飲食物の提供を行うイベントの多くは、廃棄物の排出による環境負荷が大きく、食材のみならず、 提供に当たって使用する容器についても考慮することが必要である。また、食材の輸送に 伴う負荷も地産地消等の工夫により削減が可能となる。

6 廃棄物

廃棄物は、イベントの開催において必ず発生するものであり、事前に廃棄・リサイクル 段階を考慮した環境負荷低減対策の検討が重要である。3R の原則に基づき、廃棄物の減 量化(リデュース)、リユース、リサイクルを実施することにより、廃棄物の排出削減に 取り組むとともに、廃棄物の処理に当たっては、適切な処理業者の選択が重要である。

(3) 共通ガイドライン及び品目別ガイドラインの構成

共通ガイドライン及び品目別ガイドラインの構成は、原則として以下のとおりである。

1 対象範囲

対象範囲は、ガイドラインを適用する製品・サービスの範囲について記載している。

2 基本原則

基本原則においては、環境負荷の低減を図るための基本的な考え方について、**3** の要求 事項や推奨事項として規定する主旨を含めて記載している。

3 要求事項及び推奨事項

要求事項及び推奨事項においては、環境配慮を実施する上で最低限求められるレベルの「要求事項」とより高い環境性能に基づくプレミアム基準に対応する「推奨事項」の2つのレベルを設定し、イベントの目的や環境配慮への取組における制約等を検討の上、イベント主催者等が調達に当たって設定すべき調達レベルを選択できるようにしている。なお、要求事項のレベルは、グリーン購入法に係る判断の基準に相当するレベルを想定しているものであるが、必ずしも一致するものではない。

推奨事項は、要求事項に加えて満たすべき事項を設定しており、より高い環境配慮を求める場合には、要求事項と推奨事項をともに満たすこととする。また、推奨事項のすべてを満たすことが困難な場合は、適用可能な項目を選定して可能な限り多くの項目を調達基準として設定することが望まれる。

本ガイドラインにおける調達基準のイメージは図4のとおりである。

4 定義

各項目の定義を記載している。

5 参考となる環境ラベル等

要求事項及び推奨事項を満たす物品等を選択するために参考となる主な環境ラベルを記載している。本ガイドラインにおいては、特定のラベルを推奨する形を取っていないが、各項目が要求事項又は推奨事項を満たしていることを確認し、その適合性を担保するための手段として、環境ラベル等により認証された物品等を調達することは望ましいものと考えられる。

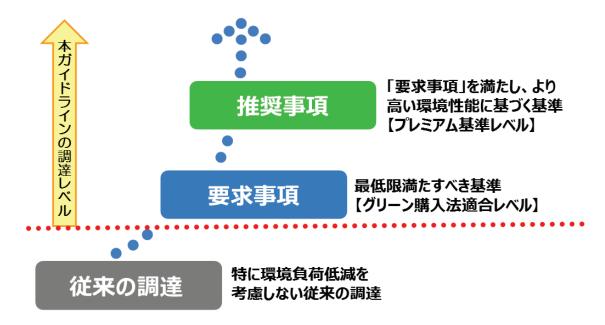


図4 本ガイドラインの調達レベル (要求事項及び推奨事項)

5-2 イベントにおける考慮事項

イベントの実施に当たっては、イベントの目的、種類等にかかわらず、環境配慮への取組が重要である。特に物品等の調達に伴う環境負荷を低減するためには、本ガイドラインの基本的考え方に示されたとおり、資源採取段階から廃棄・リサイクル段階までの物品等のライフサイクルにおける多様な環境負荷を考慮した調達を行うことが求められる。また、近年、環境関連の展示会や国際会議等においてイベントの開催に伴う二酸化炭素をはじめとした温室効果ガス排出量をオフセットする(埋め合わせる)ことが広く行われるようになってきたところであり、こうした温室効果ガス排出削減のための積極的な取組を促進することもイベントにおける環境負荷低減に向けた取組として重要である。

(1) サプライチェーンマネジメント

サプライチェーンマネジメントは、イベント主催者等がイベントに伴い調達するあらゆる物品等についてサプライヤー及びサプライチェーンを構成する各主体に対し求める環境配慮及びその担保方法を示している。

具体的には、イベントの主催者又は運営者、サプライヤー、サプライチェーンの各主体 に本ガイドラインへの活用を要請するとともに、その状況の確認方法を記載している。併 せて各主体に対し、自らの環境負荷の低減に向けた配慮を求めるものである。

(2) カーボン・オフセット

カーボン・オフセットは、イベントにおけるカーボン・オフセットの一般的な手順を示した上で、カーボンフットプリントの活用を含めた排出量の把握、排出削減のための取組、オフセットの内容等を記載している。

イベントの開催に伴う二酸化炭素を始めとした温室効果ガス排出量を把握するためには、

カーボンフットプリントの活用が有効である。

例えば、国際的な会議やイベント等については、海外からの来場が多いことから、航空機を始めとした参加者の移動に伴う温室効果ガス排出量が多くなることが知られている(図 3-3、図 3-6 等参照)ことから、これらのイベントにおいてカーボン・オフセットを行う事例も近年増えてきている。

このため、本ガイドラインにおいては、主な製品に係るカーボンフットプリントの算定 結果を例示し、イベント主催者等が物品等の調達に当たって考慮すべきライフサイクル段 階に関する情報について、本ガイドラインの巻末に**参考資料 2** として掲載している。

6 ガイドライン

共通力	ĭイドライン 2	23
	紙・紙製品	23
	木材・木材製品	26
	プラスチック・プラスチック製品	29
	繊維・繊維製品	34
	包装材	36
	輸送・配送	38
	冷媒・断熱材 ····································	41
	エネルギー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
品目別	リガイドライン ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	17
	会場設営	47
	印刷物・印刷サービス	49
	エネルギー使用機器	53
	備品・什器・機器類	57
	ケータリング・レストラン	59
	廃棄物	64
イベン	・トにおける考慮事項	56
	サプライチェーンマネジメント	66
	カーボン・オフセット	68

紙 - 紙製品

1 対象範囲

○ 情報用紙、印刷用紙、衛生用紙及び紙を主原料とする製品(容器・包装に使用する紙を除く)

2 基本原則

○ 紙の使用量の削減に努め、使用する紙は可能な限り古紙パルプ配合率の高い紙を使用すること。 バージンパルプを使用する場合は、原料となる原木の合法性が確認されたものであること。

3 要求事項及び推奨事項

■ 原料•材料

【要求事項】

- バージンパルプが使用される場合は、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- コピー用紙は、古紙パルプ配合率 70%以上であり、バージンパルプが使用される場合は、その原料は、森林認証材、間伐材、竹、持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプであること。
- 印刷用紙は、古紙パルプ配合率 60%以上であり、バージンパルプが使用される場合は、その原料は、森林認証材、間伐材、竹、持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプであること。また、塗工量は両面 20g/㎡以下であること。
- 特殊印刷用紙、コピー用紙以外の情報用紙は、古紙パルプ配合率 70%以上であること。
- 衛生用紙など、一度使用した後廃棄されるものについては、古紙パルプ配合率 100%であること。
- 封筒用原紙は、古紙パルプ配合率が 40%以上であること。
- 文具等に使用される紙は、古紙パルプ配合率 50%以上であること。

【推奨事項】

- コピー用紙は、古紙パルプ配合率 70%以上であり、バージンパルプが含まれる場合は、その 原料は森林認証材、間伐材又は竹であること。
- 印刷用紙は、古紙パルプ配合率 60%以上であり、バージンパルプが含まれる場合は、その原料は森林認証材、間伐材又は竹であること。また、塗工量は両面 12g/㎡以下であること。
- 文具等に使用される紙は、古紙パルプ配合率70%以上であること。バージンパルプが含まれる場合は、森林認証材、間伐材又は竹を原料とするパルプが使用されていること。
- コピー用紙、印刷用紙以外について、森林認証材以外のバージンパルプが含まれる場合は、 持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプであること。
- ※紙の原料として間伐材等を使用する場合は、クレジット方式を採用できることとする。

■ リサイクル性

【要求事項】

● リサイクルに阻害のある加工をしていないこと。

【推奨事項】

印刷用紙は、古紙リサイクル適性ランクリストのAランクの用紙であること。

■ 情報開示

【要求事項】

バージンパルプが原料に含まれる場合は、原木の産地が公開されていること。

【推奨事項】

製品の包装材等に古紙パルプ配合率、バージンパルプの原料に係る情報について記載されていること。ただし、製品にその情報が記載できない場合は、ウエブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。

■ その他

【要求事項】

- 製品の包装は、共通ガイドライン「包装材」の要求事項を満たすこと。
- 損紙の過剰な使用がないこと。

【推奨事項】

- 製品の包装は、共通ガイドライン「包装材」の推奨事項を満たすこと。
- 製品を製造する工場が消費エネルギー量、地球温暖化ガス排出量、廃棄物量などの低減に配慮していること。

4 定義

森林認証材

独立した第三者機関が一定の基準等に基づき、適切な森林経営や持続可能な森林経営が行われている森林又は経営組織などを審査・認証し、それらの森林から生産された木材・木材製品をいう。

〇 間伐材

森林に関する法令に基づき適切に設定された施業規範等に従い、育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて、その一部を伐採し、残存木の成長を促す作業により伐採された木材をいう(林野庁「間伐材チップの確認のためのガイドライン」(平成21 年2 月)より)。

- 持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ
 - 次の①②のいずれかをいう。
 - ① 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
 - ② 資源の有効活用となる再・未利用木材(廃木材、建設発生木材、低位利用木材(林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材)及び廃植物繊維)を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
- クレジット方式

個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等が等しく使われているとみなす方式をいう。

○ 古紙リサイクル適性ランクリスト

印刷物資材が使用後に市中回収古紙及び産業古紙に混入することを想定し、古紙としての適性を A ランク、B ランク、C ランク、D ランクの 4 区分にランク付けしたもの(古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用)。なお、古紙リサイクル適性に関するランクリスト本リストは古紙リサイクルを促進するためのものであり、機能・用途・長期保存等必要不可欠な資材の使用や加工を妨げるものではない。

5 参考となる環境ラベル等

- エコマーク
 - 認定基準:情報用紙(No.106)、印刷用紙(No.107)、衛生用紙(No.108)、紙製の印刷物(Version2.7) (No.120)、紙製の包装用材(No.114)
- 森林認証マーク(FSC、PEFC、SGEC)
- 間伐材マーク

理接二が川			
環境ラベル 名称	マーク	概要	認定機関等
エコマーク		ISO の規格(ISO14024)にのっとった我が国唯一のタイプ I 環境ラベル制度。ライフサイクル全体を考慮して、環境保全に資する商品を認定し表示する制度で、幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されている。商品類型数は 63、認定商品数は 5,688(2016 年 12 月現在)。	公益財団法 人日本環境 協会
FSC 森林認 証制度	S FSC	1993 年に設立された独立した非営利の世界的森林認証システム。環境保全及び社会的責任の観点から見て「適切に管理された森林」の普及を目的に、長期的な森林管理が実行されている森林の認証を推進。持続可能な森林管理のために策定された国際基準にのっとって林業が実施されていることを第三者認証する「森林管理認証」と、認証森林から産出される認証生産物の加工・流通過程を認証する「CoC 認証」がある。	森林管理協議会
PEFC 森林 認証プログ ラム	PEFC	1999 年に創設された独立した NGO 組織(PEFC 評議会)が運営する世界的な森林認証プログラム。PEFC が承認するすべての森林認証制度が、共通して高レベルの規格を採用していることを保障し、森林経営・管理者、紙や木材などの林産品関連企業、外部認証機関などが PEFC の認証を受けたすべての企業に対して同様のことを保証するシステムを提供する。FSC と同様「森林管理認証」と「CoC 認証」がある。	PEFC 評議会
SGEC 認証 制度	また。 SGEC 『緑の循環』 認証会議	我国の林業団体、環境 NGO 等により 2003 年に発足した森林認証制度。人工林のウェイトが高いことや零細な森林所有者が多いこと等、我が国の実情に応じた制度を創設。2016 年 6 月 3 日 PEFC との相互承認を成立。持続可能な森林経営を行っている森林を認証する「森林管理認証」と、認証森林から産出される認証生産物の加工・流通過程を認証する「CoC認証」の 2 つを定めている。	一般社団法 人緑の循環 認証会議
間伐材マー ク	Mario de Oce esta de la constanta de la consta	間伐材を用いた製品に表示することができるマーク。間伐の推進及び間伐材の利用促進等の重要性をPR するとともに、消費者の製品選択に資するもので、マークの使用には普及啓発での使用と間伐材製品への使用の2種類ある。	全国森林組合連合会
総合評価値	グリーン購入法に基づく総合評価値 総合 9名 高級 (17) 282年: 100% 評価額 6 日金銀 (69) 評価額 7 円曜 (88) 77 評価数 5	国等による環境物品等の調達の推進に関する法律 (グリーン購入法)に基づく紙類の総合評価値。80 以上のコピー用紙、印刷用紙は、要求事項を満たす。	各製紙メーカーが表示

木材•木材製品

1 対象範囲

○ 木材及び製品の全部又は一部に木材を使用した製品

2 基本原則

- 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等を優先的に使用すること。
- 上記以外の材にあっては、原木の合法性が確認された材を使用すること。
- 木材加工品等については、設計段階から、リデュース、リユース、リサイクルの優先順位を考慮 したものであること。

3 要求事項及び推奨事項

■ 設計

【要求事項】

材料別に分解可能であるなど、使用後のリユース、リサイクルに配慮されていること。

【推奨事項】

木質製品は、リデュースを考慮した設計がなされており、軽量化が図られていること。

■ 原料•材料

【要求事項】

次のいずれかを満たすこと。

- 原料となる原木は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等であること。
- 原料となる原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。

【推奨事項】

- 原料となる原木は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等であることの証明がなされた材であること。証明に当たっては、林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠すること。
- 持続可能性が確認された木材であること。森林認証材は、持続可能性が確認されたものとみなす。
- 近隣の地域において伐採された木材であること。

■ 情報開示

【推奨事項】

原木の合法性・持続可能性について、リスク評価及びリスク軽減方策に係る情報が開示されていること。

■ 有害物質

【要求事項】

- 居室に使用する木材は、ホルムアルデヒド放散量が平均値で 0.3mg/L 以下かつ最大値で 0.4mg/L であること。(日本農林規格 F☆☆☆☆)
- 木材製品の材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m²h以下又はこれと同等のものであること。(日本工業規格 F☆☆☆☆)

【推奨事項】

● 建築物解体工事に伴って廃棄物となった木材及び木質材料を原料とする場合は、防腐・防 蟻・防虫処理が施された材が排除されていること。

■ その他

【要求事項】

製品の梱包又は包装は、共通ガイドライン「包装材」の要求事項を満たすこと。

【推奨事項】

製品の梱包又は包装は、共通ガイドライン「包装材」の推奨事項を満たすこと。

4 定義

○ 森林認証材

独立した森林認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関が森林を経営する者の森林管理水準を評価・認証する仕組み(林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」より)。

〇 間伐材

森林に関する法令に基づき適切に設定された施業規範等に従い、育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて、その一部を伐採し、残存木の成長を促す作業により伐採された木材(林野庁「間伐材チップの確認のためのガイドライン」(平成21年2月)より)

5 参考となる環境ラベル等

● エコマーク

認定基準(木材などを使用したボード(No.111)、間伐材、再・未利用木材などを使用した製品(No.115)、土木製品(No.131))

- 森林認証マーク(FSC、PEFC、SGEC)
- 間伐材マーク

環境ラベル 名称	マーク	概要	認定機関等
エコマーク		ISO の規格(ISO14024)にのっとった我が国唯一のタイプ I 環境ラベル制度。ライフサイクル全体を考慮して、環境保全に資する商品を認定し表示する制度で、幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されている。商品類型数は 63、認定商品数は 5,688(2016 年 12 月現在)。	公益財団法人日 本環境協会
FSC 森林認証 制度	S FSC	1993年に設立された独立した非営利の世界的森林認証システム。環境保全及び社会的責任の観点から見て「適切に管理された森林」の普及を目的に、長期的な森林管理が実行されている森林の認証を推進。持続可能な森林管理のために策定された国際基準にのっとって林業が実施されていることを第三者認証する「森林管理認証」と、認証森林から産出される認証生産物の加工・流通過程を認証する「CoC 認証」がある。	森林管理協議会

共通ガイドライン

環境ラベル 名称	マーク	概要	認定機関等
PEFC 森林認 証プログラム	PEFC	1999 年に創設された独立した NGO 組織 (PEFC 評議会)が運営する世界的な森林認証 プログラム。PEFC が承認するすべての森林認 証制度が、共通して高レベルの規格を採用していることを保障し、森林経営・管理者、紙 や木材などの林産品関連企業、外部認証機関 などが PEFC の認証を受けたすべての企業に対して同様のことを保証するシステムを提供する。FSC と同様「森林管理認証」と「CoC 認証」がある。	PEFC 評議会
SGEC 認証制 度	ミクラ SGEC 「緑の循環」認証会議	我国の林業団体、環境 NGO 等により 2003 年に発足した森林認証制度。人工林のウェイトが高いことや零細な森林所有者が多いこと等、我が国の実情に応じた制度を創設。2016年6月3日 PEFC との相互承認を成立。持続可能な森林経営を行っている森林を認証する「森林管理認証」と、認証森林から産出される認証生産物の加工・流通過程を認証する「CoC 認証」の 2 つを定めている。	一般社団法人緑 の循環認証会議
間伐材マーク	THE DESTRICT OF THE PROPERTY O	間伐材を用いた製品に表示することができるマーク。間伐の推進及び間伐材の利用促進等の重要性を PR するとともに、消費者の製品選択に資するもので、マークの使用には普及啓発での使用と間伐材製品への使用の 2 種類ある。	全国森林組合 連合会

プラスチック・プラスチック製品

1 対象範囲

○ プラスチック及びプラスチックを 25g 以上含む製品(容器・包装に使用されるものを除く)

2 基本原則

○ リデュース、リユース、リサイクルの優先順位を基本とし、可能な限り廃棄物の削減に資するものを選択すること。また、プラスチックの使用に当たっては、用途・目的に応じ、他の素材やより環境負荷の低い種類のプラスチックへの代替等について考慮すること。

3 要求事項及び推奨事項

■ 設計

【要求事項】

製品は、再使用又は再生利用のための環境配慮設計がなされていること。

【推奨事項】

● 複数の異なる材料(紙、木、金属、ガラスなど)とプラスチックを組み合わせて使用する製品は、製品の単一素材分解可能率が85%以上であること。

■ 原料・材料

【要求事項】

- 文具類に使用されるプラスチックの重量に占める再生プラスチック材料の重量割合については、所定の算定式に基づく再生プラスチック評価値が40以上であること。
- 備品、什器、機器類等に使用されるプラスチックは、プラスチック重量の 10%以上であること。
- 植物を原料とするプラスチックであって、環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量比で25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。

【推奨事項】

- 文具類に使用されるプラスチックの重量に占める再生プラスチック材料の重量割合について、所定の計算式に基づく再生プラスチック評価値が70以上であること。
- 備品、什器、機器類等に使用されるプラスチックは、プラスチック重量の 15%以上であること、又はポストコンシューマが 10%以上であること。
- 木材・プラスチック再生複合材(プラスチック木材)は、再生プラスチック及び再・未利用 木材、廃植物繊維の合計質量が、プラスチック及び木質材料の合計質量の50%以上であること。
- 使い捨て製品については、再生プラスチック又は植物を原料とするプラスチックが 100%使用されていること。

■ 情報開示

【要求事項】

● 植物を原料とするプラスチックは、環境負荷低減効果に係る情報が開示・公表されていること。また、リサイクルの阻害要因とならないよう、植物を原料とするプラスチックの使用部位に関する情報開示がなされていること。

【推奨事項】

- 製品本体には、リサイクルしやすいようにポリマーの種類表示がなされていること。表示方法は、JIS K 6899-1 又は ISO1043-1 の記号を用い、表示方式については、JIS K 6999 又は ISO11469 に従うこと。
- 植物を原料とするプラスチックについては、環境負荷低減効果及び農地、原料樹脂、原料製造工場に係るトレーサビリティについて公表されていること。
- プラスチック木材においては、JIS A5741 に従った表示がなされていること。
- 製品又は製品に添付する取扱説明書、ラベル、カタログなどに、使用済み製品における異種 材料部品ごとの分離・分別方法などが記載され、使用者への適正な処理を促す表示がなされ ていること。

■ 有害物質

【要求事項】

- 製品の製造において、代替フロンを含むオゾン層破壊物質の使用がないこと。
- 製品の処方構成成分として、カドミウム、鉛、六価クロム、水銀及びそれらの化合物を添加しないこと。

【推奨事項】

- 事燃剤としてPBB、PBDE及び短鎖塩素化パラフィンを処方構成成分として添加しないこと。
- 製品に使用する可塑剤、色剤、安定剤、滑材などのプラスチック添加物は、業界自主基準などによって定められたポジティブリストに従うこと。該当する業界自主基準が定められていない場合は、類似した商品の業界自主基準に従うこと。
- 抗菌材を可能な限り使用しないこと。なお、抗菌剤を使用する場合は、一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク等の認証を受けていること。
- 製造に当たって、化学物質の使用が適正に管理されていること。具体的には、製品の製造に伴って使用・排出される化学物質のうち、化管法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)における第1種指定化学物質については、排出・移動先及びその量を報告すること。

■ その他

【要求事項】

- 製品の包装は、共通ガイドライン「包装材」の要求事項を満たすこと。
- 最終製造工程を行う工場が立地している地域の大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規及び公害防止協定などを遵守していること。

【推奨事項】

- 製品の包装は、共通ガイドライン「包装材」の推奨事項を満たすこと。
- 製品を製造する工場が使用原料の最小化、消費エネルギー量、地球温暖化ガス排出量、廃棄物量などの低減に配慮していること。

4 定義

〇 単一素材分解可能率

「単一素材分解可能率」は次式の算定方法による。

単一素材分解可能率(%)=単一素材まで分解可能な部品数/製品部品数×100 盗難、地震や操作上起こりうる転倒を防止するための部品、部品落下防止のための部品、部 品の固定又は連結等に使用する付属のネジは、算定対象となる部品から除外する。

再生プラスチック評価値

再生プラスチック評価値の計算式

要求事項: (Wpre+2×Wpost) /W×100≥40) 推奨事項: (Wpre+2×Wpost) /W×100≥70) Wpre: プレコンシューマ材料の重量 Wpost: ポストコンシューマ材料の重量

W:プラスチック重量

(例) 基準を満たす材料の割合

プレコンシューマ材料 30%+ポストコンシューマ材料 5% プレコンシューマ材料 20%+ポストコンシューマ材料 10% プレコンシューマ材料 10%+ポストコンシューマ材料 15%

○ 再生プラスチック

高分子物質を主成分とする再生材料。マテリアルリサイクルの過程で、ポリマーと分別することのできない可塑剤などの添加材が混合している再生材料も再生プラスチック材料とする。

O プレコンシューマ

製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する端材などの材料又は不良品であり、収集及び分別などの再生工程を経た材料。ただし、原料として同一の工程(工場)内でリサイクルされるものは除く。

〇 ポストコンシューマ

製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品。

○ 再·未利用木材

間伐材、廃木材、建設発生木材及び低位利用木材。

○ 廃植物繊維

使用済の木材(使用済梱包材など)、木材加工工場などから発生する残材(合板・製材工場などから発生する端材、製紙未利用低質チップなど)、剪定した枝、樹皮などの木材及び木質材料。

○ 植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの

製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

5 参考となる環境ラベル等

● エコマーク

・認定基準: プラスチック製品 (No.118)

・認定基準:建築製品(外装・外構工事関係用資材分類 D-2 木材・プラスチック再生複合材 (No.137)

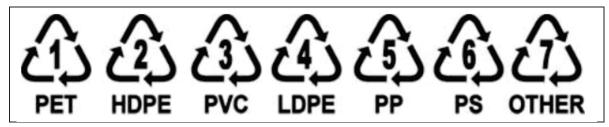
環境ラベル 名称	マーク	概要	認定機関等
エコマーク		ISO の規格 (ISO14024) にのっとった我が国唯一のタイプ I 環境ラベル制度。ライフサイクル全体を考慮して、環境保全に資する商品を認定し表示する制度で、幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されている。商品類型数は63、認定商品数は5,688 (2016 年12 月現在)。	公益財団法 人日本環境 協会

■ プラスチックの識別表示

● プラスチックの材質表示(JIS K 6899-1 及びISO 1043-1に基づく表示)

NO.	1	2	3	4	5	6	7
表示	PET	HDPE	PVC	LDPE	PP	PS	OTHER
材質	ポリエチ レンテレ フタラー ト	高密度 ポリエチ レン	ポリ塩化 ビニル	低密度 ポリエチ レン	ポリプロ ピレン	ポリスチ レン	その他)ア クリル樹 脂、フッ素 樹脂ほか)

● プラスチックのリサイクル 識別 マーク



● 米国 SPI(the Society of the Plastics Industry)コード ¹による識別マーク



● プラスチック製容器包装識別マーク

	フラスナック製谷益包装諏別マーク					
例	表示	表示の意味	備考			
А	راً PET	清涼飲料・しょうゆ・酒類の PET 材質のボトルである旨の表示	資源有効利用促進法及び容器包装リサイクル法に基づく表示。清涼飲料・しょうゆ・酒類のPET 材質のボトルに表示を義務付け。			
В	₹	このプラスチック製容器包装の材質はプ ラスチックである旨の表示	資源有効利用促進法及 び容器包装リサイクル 法に基づく表示。PET を除くプラスチック容 器包装は、このマーク を表示。			
С	9	【単一材料の表示例】 このプラスチック製容器包装の材質は PE (ポリエチレン)である旨の表示	C~Eは、法的な材質表示の義務はない。			
D	PP, PET	【複合材質の表示例】 このプラスチック製容器包装は、主たる材質がPP(ポリプロピレン)でPET(ポリエチレンテレフタレート)との複合材質である旨の表示。主たる材質に下線を付する	複合材質の容器包装とは、複数の材質のプラスチックを積層させた複合材質で、かつ、分離不可能な容器包装を指す			
Е	PP,M,PET	【複合材質の表示例2】 このプラスチック製容器包装は、主たる材質が PP(ポリプロピレン)で M(アルミ箔)と PET(ポリエチレンテレフタレート)との複合素材である旨の表示。主たる材質に下線を付する	複合素材の容器包装の 定義は上記を参照。複 合素材の容器包装で は、金属を(M)紙を(P) で表示する。			

 $^{^1}$ 米国プラスチック産業協会が 1989 年に制定した原料樹脂の材質を区分するためのコード

共通ガイドライン

例	表示	表示の意味	備考
F	キャップ: PE ボトル: PET	【一括表示の例】 このプラスチック製容器包装の材質は、キャッ プが PE(ポリエチレン)でボトルが PET(ポリエ チレンテレフタレート)である旨の表示	原則として個々の容器包装ごとに表示するが、中身を取り出した多重の容器包装を同時に破棄する場合には、一カ所にまとめて一括表示する。

繊維-繊維製品

1 対象範囲

○ 繊維を主たる原料とする製品(衣服、カーペット、カーテン、布製ブラインド、クロス、テント、 布製シート、ネット、旗、のぼり、幕、寝具、マット、帽子、靴、手袋等)

2 基本原則

○ リデュース、リユース、リサイクルの優先順位を基本とし、可能な限り廃棄物の削減に資するものであること。

3 要求事項及び推奨事項

■ 設計

【要求事項】

付属品の取り外しが容易であるなど、使用後のリサイクルに配慮されたデザインであること。

【推奨事項】

- ロゴの取外しができる等、リユース可能なデザインであること。
- 着用時、洗濯時の省エネルギーにつながる素材・デザインであること。

■ 原料・材料

【要求事項】

次のいずれかを満たすこと。

- ポリエステル繊維は、ポリマーリサイクル繊維又はケミカルリサイクル繊維が 25%以上使用されていること。
- 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが25%以上使用されていること。
- 故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上使用されていること。
- 天然繊維は、無漂白(酸素系漂白を含む。)であること。

【推奨事項】

- ポリエステル繊維は、ポリマーリサイクル繊維又はケミカルリサイクル繊維が50%以上であること。
- 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上であること。
- フェルトは未利用繊維又は反毛繊維 100%であること。

■ 情報開示

【要求事項】

● 植物を原料とする合成繊維は、環境負荷低減に関する情報を開示していること。

【推奨事項】

● 植物を原料とするプラスチックについては、環境負荷低減効果及び農地、原料樹脂、原料製造工場に係るトレーサビリティについて公表されていること。

■ 有害物質

【要求事項】

● エコテックス(OECO-TEX)の該当するクラスの基準を満たしていること。

【推奨事項】

エコテックス(OECO-TEX)のクラス1の基準を満たしていること。

■ その他

【要求事項】

製品の包装は、共通ガイドライン「包装材」の要求事項を満たすこと。

【推奨事項】

- 製品の包装は、共通ガイドライン「包装材」の推奨事項を満たすこと。
- 製品は使用後に引き取り、リサイクルされること。製品のうち、リサイクルできない部分は、 エネルギー回収すること。引き取りを要請する際の連絡先を製品本体に表示すること。

4 定義

○ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの 製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的か つ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたも のをいう。

5参考となる環境ラベル等

● エコマーク

·認定基準:衣服(No.103)、家庭用纖維製品(No.104)、工業用纖維製品(No.105)、

靴、履物(No.143)

・認定基準: 布製かばん (No.101)

環境ラベル 名称	マーク	概要	認定機関等
エコマーク		ISO の規格 (ISO14024) にのっとった我が国唯一のタイプ I 環境ラベル制度。ライフサイクル全体を考慮して、環境保全に資する商品を認定し表示する制度で、幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されている。商品類型数は 63、認定商品数は 5,688 (2016 年12 月現在)。	公益財団法 人日本環境 協会
エコ・ユニ フォームマ ーク	ECO UNIFORM	再生ポリエステル繊維素材使用の「制服・作業服」につけられるマーク。 エコ・ユニフォームマーク貼付品は再生 PET 樹脂グリーン購入法に適合している。	日本被服工業組合連合会
エコテックス	OEKO-TEX ® CONFIDENCE IN TEXTLES STANDARD 100 00000000 Institute Tested for harmful substances. www.oeko-tex.com/standard100	繊維製品及びその関連製品に身体に有害な物質が含まれていないことを証明する国際安全規格。クラス1から4に分類されている。クラス1:生後36か月までの乳幼児用、クラス2:肌に直接触れるもの、クラス3:肌に直接触れないもの、クラス4:装飾用の目的で使用されるもの。	エコテック ス国際共同 体

包装材

1 対象範囲

② 製品等の保護、輸送、販売時等すべての段階において使用される包装材、梱包材。容器包装リサイクル法の対象及びその他の包装、梱包に使用するもの。

2 基本原則

○ 設計段階から不使用、リデュース、リユース、リサイクルの優先順位を考慮し、廃棄時の環境負荷を可能な限り削減すること。

3 要求事項及び推奨事項

■ 設計

【要求事項】

- 薄肉化、軽量化等によるリデュースに配慮されていること。
- 使用後のリユース、リサイクルに配慮されていること。
- 廃棄時の環境負荷低減に配慮されていること。

【推奨事項】

- 単一素材であること。
- ラミネート、ワックスを使用していないこと。
- 塗工されていないこと。
- ISO14062 によるエコデザイン原則に準拠した設計であること。

■ 原料・材料

【要求事項】

次のいずれかを満たすこと。

- 古紙パルプ配合率 100%又は市中回収古紙の配合率が 80%以上であること。バージンパルプが使用される場合は、間伐材又は森林認証材であること。
- 植物を原料とするプラスチックであって、環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が 25%以上であること、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。

【推奨事項】

- 再生プラスチックが使用されていること。
- コンポスト可能であること。
- 植物を原料とするプラスチックが使用されていること。

■ 情報開示

【要求事項】

● 使用後のリサイクルに関する識別表示がなされていること。プラスチックの識別表示方法については、共通ガイドライン「プラスチック・プラスチック製品」を参照。

【推奨事項】

- 再生材含有率が表示されていること、又は含有情報が開示されていること。
- 植物を原料とするプラスチックについては、環境負荷低減効果及び農地、原料樹脂、原料製造工場に係るトレーサビリティについて公表されていること。

● プラスチック原料は、ISO11469 (JIS K 6999) に基づく表示がなされていること。

■ 販売時

【要求事項】

商品の販売に当たって、使い捨ての紙袋、プラスチック製袋の提供等は必要最低限であること。

【推奨事項】

- 商品の販売に当たって、使い捨ての紙袋、プラスチック製袋は提供しないこと。
- 商品の販売に当たって、包装材の余剰、不適合品の引き取りが行われること。

4 定義

O ISO14062

環境側面を製品開発に組み込むための指針。全体を通して LCA の配慮、サプライチェーンでの環境負荷低減、環境適合製品はラベルを使用して認識するという考え方を示している。

O ISO11469

ISO 1043 シリーズで規定された記号及び略語を用いて、プラスチック製品の識別及びその統一的表示方式を規定するもの。プラスチック製品へ表示の基本は、ISO 1043 で規定された記号及び略語を、区切りマーク「>」と「<」とではさむことにある。「単一構成素材からなる製品」、「ポリマーブレンド又はアロイ及び特殊な添加物を含む組成物」について表示例を示して規定している。

5 参考となる環境ラベル等

● 共通ガイドライン「紙・紙製品」、共通ガイドライン「木材・木材製品」、共通ガイドライン「プラスチック・プラスチック製品」を参照。

輸送 配送

1 対象範囲

○ 物品、資材の輸送。運営者自らが行う場合、委託先、再委託先事業者等が行う場合の全てを対象 とする。

2 基本原則

○ 環境負荷の低減を考慮した輸送計画に基づき、輸送手段、車両の変更、燃料の代替等により輸送 における省エネルギー、低炭素化が図られること。

3 要求事項及び推奨事項

■ 輸送計画

【要求事項】

- 輸送ルートや輸送手段の適正化により、全体の輸送距離を短縮すること。
- 車両台数を削減するため、積載率の向上を図ること。
- 効率的な輸配送経路を事前に選択すること。また、運転者に周知すること。
- 渋滞情報等を把握することにより、適切な輸配送経路を選択すること。
- 輸配送量、地域の特性に応じた適正車種の選択を行うこと。
- 輸送先、輸送量に応じた拠点経由配送、直送の選択が行われること。

【推奨事項】

- 計画的な発注を行い、取引単位(ロット)の大規模化、配送頻度や納品回数の削減を行うこと。
- 輸送機関の転換(モーダルシフト)が講じられること。
- 近距離の資材運搬の場合は、台車等を利用すること。

■車両

【要求事項】

- ガソリン乗用車、ガソリン小型バスを使用する場合は、平成27年度燃費基準達成、平成17年排出ガス基準75%低減自動車による輸送・配送を行うこと。
- ディーゼル乗用車、ディーゼル小型バスを使用する場合は、平成 27 年度燃費基準達成自動車による輸送・配送を行うこと。
- ガソリン小型貨物自動車を使用する場合は、平成27年度燃費基準達成、平成17年排出ガス基準75%低減自動車による輸送・配送を行うこと。
- ディーゼル小型貨物自動車を使用する場合は、平成27年度燃費基準達成自動車による輸送・配送を行うこと。
- 重量車を使用する場合は、平成 27 年度燃費基準達成自動車による輸送・配送を行うこと。

【推奨事項】

- 次世代自動車(電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車)による輸送・配送を行うこと。
- 次世代自動車が使用できない場合は、平成 32 年度の燃費基準達成自動車による輸送・配送 を行うこと。
- カーエアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は、150以下であること。
- エコドライブ支援機能を搭載していること。

- アイドリングストップ自動車として設計・製造されていること。
- 内装材には植物を原料とするプラスチック又は合成繊維であって、環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
- 冷蔵冷凍食品等を運搬する貨物自動車は、断熱性能の高い車両であること。
- 低燃費タイヤを装着している車両であること。

■燃料

【要求事項】

- 事前に、ガソリン・軽油等の燃料使用量の推計を行うこと。
- 使用量削減目標値を設定し、イベント終了後に実績値を元に温室効果ガス排出量を算定すること。

【推奨事項】

バイオ燃料が使用可能な車種及び地域においては、ライフサイクルにおける環境負荷低減効果を試算し、削減効果が認められる場合には、積極的にバイオ燃料を使用すること。

■ 運行

【要求事項】

- エコドライブを実施すること。
- カーナビゲーションシステム、ETC 等の高度道路交通システム(ITS)を導入すること。

【推奨事項】

エコドライブ支援機能を活用すること。

■ その他

【要求事項】

- 燃費効率の維持・向上のため、車両の点検・整備を実施すること。
- 輸配送事業者の事業所におけるエネルギーの使用に係る実態・取組効果が把握されていること。
- 包装材は、**共通ガイドライン「包装材」**の要求事項を満たすこと。

【推奨事項】

- 輸配送事業者の運行業務効率の改善のためのシステムがあること。
- 輸配送事業者の事業所におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置が行われること。
- 包装材は、共通ガイドライン「包装材」の推奨事項を満たすこと。

4 定義

O エコドライブ

エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」(平成 24 年 10 月)に基づく運転をいう。

(参考) ①ふんわりアクセル『eスタート』②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転③減速時は早めにアクセルを離そう④エアコンの使用は適切に⑤ムダなアイドリングはやめよう⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備⑧不要な荷物はおろそう⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう⑩自分の燃費を把握しよう

〇 エコドライブ支援機能

最適なアクセル操作、シフトチェンジ等の運転者への支援機能、エコドライブ実施状況の表示、分析・診断等の機能、カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等をいう。

5 参考となる環境ラベル等

- グリーン経営認証
- 燃費基準達成車ステッカー
- 低排出ガス車認定
- 低燃費タイヤ

環境ラベル 名称	マーク	概要	認定機関等
グリーン経 営認証	グリーン経営が認証。	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ 財団(通称:エコモ財団)が認証機関とな り、グリーン経営推進マニュアルに基づき 一定のレベル以上の取組を行っている事業 者に対して、審査の上認証・登録を行うも の。対象はトラック、バス、タクシー事業 者。	公益財団法人 交通エコロジ ー・モビリテ ィ財団
燃費基準達 成車ステッ カー	平成27年度 然費基準引 <mark>0%達成車</mark>	自動車の燃費性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、一般消費者の選択を通じ燃費性能の高い自動車の普及を促進するため、自動車メーカー等の協力を得て、省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)で定める燃費目標基準値以上の燃費の良い自動車については、以下のステッカーを自動車の見やすい位置に貼付。	国土交通省
低排出ガス車認定	★★★ 医排出ガス車 平成17年 財出ガス車 50% 低級 電土交通大臣設定車	自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、自動車メーカーの申請に基づき国土交通省が認定している制度。	国土交通省
低燃費タイヤ	AAA AA A B C	消費者が交換用としてタイヤ販売店等で購入する乗用車用夏用タイヤを対象としたラベリング制度。転がり抵抗係数のグレーディングシステム及びウェットグリップ性能により評価するもの。低燃費タイヤの性能要件は、転がり抵抗係数 9.0 以下(グレードAAA から A)、ウェットグリップ性能 110以上(グレード a から d)。	一般社団法人 日本自動車タ イヤ協会

冷媒-断熱材

1 対象範囲

○ 製品に使用する冷媒、断熱材

2 基本原則

- フロン排出抑制法の対象製品は、地球温暖化係数の目標値を達成すること。それ以外の製品についても、ノンフロン又は低 GWP の冷媒・断熱材を使用すること。
- フロン排出抑制法に定める第一種特定製品については、機器の取扱いに当たって破損、フロン類の漏えいのないこと。

3 要求事項及び推奨事項

【要求事項】

- 表1の区分Aの製品については、冷媒、断熱材の地球温暖化係数(GWP)が基準値以下であること。
- 家庭用の電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫、電気冷凍庫及び家庭用ヒートポンプ式電気給湯機については、冷媒、断熱材がノンフロンであること。

【推奨事項】

- 表1の区分Bの製品については、冷媒、断熱材の地球温暖化係数(GWP)が基準値以下であること。
- 表1に示される製品以外については、冷媒、断熱材の地球温暖化係数(GWP)が可能な限り 低いこと。
- フロンラベルが表示されていること。
- フロンの見える化ステッカーが貼付されていること。

表 1 製品区分及び GWP の基準値

区分	製品の種類	従来の冷媒及び GWP	代替物質例	GWP の 基準
A	家庭用エアコンディショナー (壁貫通等を除く)	HFC(R410A)(GWP=2090)	R32(GWP=675)	750
В	店舗・オフィス用エアコンディ ショナー(床置型等を除く)	HFC(R410A)(GWP=2090)	R322(GWP=675)	750
В	自動車用エアコンディショナ 一(乗用自動車に掲載されるも のに限る)	HFC(R134a)(GWP=1430)	HFO-1234yf (GWP<1)	150
В	コンデンシングユニット及び 定置式冷凍冷蔵ユニット(圧縮 機の定格出力が 1.5kW 以下の もの等を除く)	HFC(R404A)(GWP=3920) HFC(R410A)(GWP=2090) HFC(R407C)(GWP=1774)	CO ₂ (GWP=1)	1500
В	中央方式冷凍冷蔵機器(5万m ³ 以上の新設冷凍冷蔵倉庫向け に出荷されるものに限る)	HFC(R404A)(GWP=3920)	アンモニア (GWP < 10)	100
A	硬質ウレタンフォームを用いた断熱材(現場発泡用のうち住宅建材用に限る)	HFC-245fa(GWP=1030) HFC-365mfc(GWP=795)	CO ₂ (GWP=1) HC(GWP=3 ~ 4) HFO-1233zd(GWP<1)	100

共通ガイドライン

区分	製品の種類	従来の冷媒及び GWP	代替物質例	GWP の 基準
A	専ら噴射剤のみを充填した噴霧器(不燃性を要する用途のものを除く)	HFC-134a(GWP=1430) HFC-152a(GWP=124)	CO ₂ (GWP=1) DME(GWP=1)	10
A	飲料自動販売機	HFC(R134a)(GWP=1430)	HFO-1234yf(GWP<1)	10

考表 第一種特別	定製品の主な例(日本標準商品分類)
分類番号	商品名
(1) エアコンディ	ィショナー
562119	自動車用エアコンディショナー(自動車リサイクル法の対象の製品を除く) ・道路運送車両法第3条に規定する小型自動車又は軽自動車であって、二 輪車のもの(側車付きのものを含む) ・道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車 ・被けん引車
56212	鉄道車両用エアコンディショナー
56213	航空機用エアコンディショナー
56219	その他輸送機械用エアコンディショナー
5622	ユニット形エアコンディショナー
5623	除湿機
562411	圧縮式空気調和用リキッドチリングユニット(遠心式、容積圧縮式)
5629	その他の空気調和機
5651	空気調和装置(クリーンルーム等)
(2) 冷蔵機器及で	び冷凍機器
5612	コンデンシングユニット
5631	冷凍冷蔵庫、冷蔵庫及び冷凍庫
5632	ショーケース(内蔵型ショーケース、別置型ショーケース)
5633	飲料用冷水器及び氷菓子装置(冷水機、ビール・ソーダデイスペンサ、ンフトアイスクリームフリーザ等)
5634	製氷機
5635	輸送用冷凍·冷蔵ユニット
5636	定置式冷凍·冷蔵ユニット
56371	冷凍冷蔵リキッドチリングユニット (遠心式冷凍機:スクリュー冷凍機等)
56372	ユニットクーラー(ブライン、直膨)
5639	その他冷凍冷蔵機器
5641	ヒートポンプ式給湯器
5652	冷凍冷蔵装置(倉庫用· 凍結用· 原乳用等)
5659	その他冷凍機応用装置
58111	飲料自動販売機
58112	食品自動販売機
84481	ワゴン(搬送車)

4 定義

O 地球温暖化係数

地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比で示した数値。

○ フロン排出抑制法

正式名称は「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」。ノンフロン・低 GWP 製品の技術開発・商業化の進展、HFC の世界的な規制への動きといったフロン類をとりまく状況の変化を踏まえ、これまでのフロン類の回収・破壊に加え、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が取られるよう、平成 25 年 6 月に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)を改正し、平成 27 年 4 月 1 日に施行された法律。

5 参考となる環境ラベル等

- フロンラベル
- フロンの見える化

環境ラベル 名称	マーク	概要	認定機関等
フロンラベ ル	で	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)の指定製品の判断基準に基づく法定表示を補完し、指定製品等の購入者が直感的に低 GWP・ノンフロン製品を選択できるような分かりやすい表示として、多段階表示を利用した JIS によるラベリング制度。	経済産業省
フロンの見 える化	カロンの見えるか	冷凍冷蔵機器・空調機器等フロン類を使用する機器に、温室効果ガスとしてのフロン類の 二酸化炭素換算量を表示するもの。	経済産業省